

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則

(定義)

第1条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核物理研究センター（以下「センター」という。）教職員等 センター専任教職員、センター協同研究員、放射線科学基盤機構専任教職員のうちセンター兼任教職員、センター専任教員または放射線科学基盤機構専任教員のうちセンター兼任教員を指導教員とする学生
- (2) 学内教職員等 大阪大学の教職員および大阪大学の教員を指導教員とする学生で、前号に該当しない者
- (3) センター登録従事者 放射線業務従事者のうち、センター教職員等（大阪大学放射線業務従事者等取扱者登録要項第4条(ア)に該当する者を除く）および大阪大学放射線業務従事者等取扱者登録要項第4条(イ)に該当し、登録施設をセンターとする者
- (4) 共同利用者 放射線業務従事者のうち、大阪大学放射線業務従事者等取扱者登録要項第4条(ウ)に該当し、所属機関において教育訓練、健康診断を実施し、その記録を核物理研究センター長（以下「センター長」という。）に提出している者
- (5) センター管理共同利用者 放射線業務従事者のうち、大阪大学放射線業務従事者等取扱者登録要項第4条(ウ)に該当し、センターにおいて教育訓練、健康診断を実施している者
- (6) センター教員 センターの常勤教員（兼任教員を含む）であって放射線業務従事者である者
- (7) 主任者 放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者が30日以上その職務を行えない場合の代理者

(放射線安全委員会)

第2条 大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第4条の放射線安全委員会の構成員と審議事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放射線安全委員会は次に掲げる委員をもって組織する。
 - イ センター長及び副センター長
 - ロ 放射線取扱主任者
 - ハ 放射線管理室長
 - ニ 核物理実験研究部門長及び加速器研究部門長
 - ホ 事務長
 - ヘ 前各事項にかかげるもののほか、委員会が必要と認めた教員
- (2) 放射線安全委員会は次に掲げる事項を審議する。
 - イ 放射性同位元素及び放射線発生装置の取り扱いに関すること
 - ロ 放射線業務従事者の安全確保のための措置に関すること
 - ハ 管理区域内における事故・トラブルとその対応に関すること
 - ニ 大阪大学学内放射線施設自主安全・管理点検活動の計画、評価、改善に関するこ

と

ホ 教育訓練の立案

ヘ 危険時の措置事前対策に関する訓練の計画

ト その他、委員会が必要と認めた事項

- 2 委員長はセンター長とし、議事を進行する。
- 3 事務は事務部庶務係で行う。
- 4 開催頻度は年度内に2回以上とする。予防規程第29条に該当する事象が発生したときは速やかに開催するものとする。

(放射線取扱主任者の代理者の権限)

第3条 予防規程第7条第1項であらかじめ指名される放射線取扱主任者が30日未満その職務を行えない場合の代理者の権限は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予防規程第13条で定められた放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去または放射性同位元素等若しくは放射線発生装置の使用禁止等必要な措置を講じる権限
- (2) 予防規程第20条第2項で定められた点検により異常が認められたにもかかわらず、修理等必要な措置を講じられない場合に放射性同位元素および放射線発生装置の使用を中止させる権限
- (3) 予防規程第26条から第28条に定められた権限

- 2 予防規程第7条第2項で定められた放射線取扱主任者が30日以上その職務を行えない場合の代理者の権限は放射線取扱主任者の権限に準ずるものとする。

(放射線業務従事者の登録)

第4条 センター教職員等の予防規程第10条による登録は、放射線業務従事者へ登録を希望する者がセンター長にそれを申請し、次の各号を満たすことでセンター登録従事者として登録されることとする。ただし、放射線科学基盤機構専任教職員のうちセンター兼任教職員および放射線科学基盤機構専任教員のうちセンター兼任教員を指導教員とする学生で学内他施設において放射線業務従事者として登録されている者の登録手続きは第3項のとおりとする。

- (1) 予防規程第23条で定められた教育訓練を修了すること。
- (2) 予防規程第24条で定められた健康診断により放射線業務従事が認められること。
- 2 学内教職員等のうち大阪大学放射線業務従事者等取扱者登録要項第4条(イ)に該当する者の予防規程第10条による登録手順は前項と同様とし、センター登録従事者とする。
- 3 学内教職員等のうち、放射線施設を有する部局に所属する者の予防規程第10条による登録は、次の各号を満たすこととし、センター共同利用者として登録されることとする。
 - (1) 登録部局において放射線業務従事者として認められること。
 - (2) 登録部局においてセンターでの放射線業務が承認されていること。
 - (3) 予防規程第23条で定められた教育訓練を修了すること。
- 4 学外放射線施設で放射線業務従事者として認められている者の予防規程第10条によ

る登録は、次の各号を満たすことで認められる。

- (1) 所属機関長からセンター長へ当該者がセンターにおいて放射線業務に従事することが承認されること。
 - (2) 所属機関における管理区域に立ち入る前の教育訓練が予防規程第23条第2項の基準を満たす若しくは申請の前年度にセンターに放射線業務従事者として登録されていたこと。
 - (3) 予防規程第24条第2項の結果が「異常なし」若しくは「放射線業務従事可」であること。
- 5 クロスアポイントメント制度を利用して雇用されているセンター教職員等は、第1項若しくは第4項の手続きを選択することができる。第4項の手続きを選択した場合、クロスアポイントメント契約書等によりすでに本学若しくはセンターにおいて放射線業務が承認されているときは第1号の手続きを省略することができる。
- 6 第1項から第4項に該当しない者の予防規程第10条による登録は、次の各号を満たすことでセンター管理共同利用者として認められる。
- (1) 所属機関長からセンター長へ当該者がセンターにおいて放射線業務に従事することが承認されること。
 - (2) 所属機関での管理区域に立ち入る前の教育訓練が予防規程第23条第2項の基準を満たしていることまたは、申請の前年度にセンターに放射線業務従事者として登録されていたこと。
 - (3) 予防規程第24条第1項で定められた健康診断の結果を提出し、その結果が「異常なし」若しくは「放射線業務従事可」であること。
- 7 第4項第3号、第5項第3号に該当しない場合、キャンパスライフ健康支援センター長が健康診断を実施し、放射線業務従事可と診断した者は放射線業務従事者として認めることができる。
- 8 第1項から第6号の規定に係わらず、センター長が年度開始前に作成する従事者登録拒否リストに記載されている者は従事者の登録が認められない。また、センター長は従事者登録拒否リストに記載する者を随時追加・削除することができる。
- 9 センター長はいつでも放射線業務従事者の登録を取り消すことができる。

(放射線管理区域)

- 第5条 予防規程第11条で定める管理区域の範囲は原子力規制委員会使用承認使第2450号において承認された範囲とし、次の各号に従って区分する。
- (1) 第1種管理区域 密封されていない放射性同位元素の使用室、その室から汚染検査室に通じる廊下及びその廊下を通らないと通常入室することができない室。
 - (2) 第2種管理区域 第1種管理区域に該当しない管理区域
- 2 第2種管理区域内に放射化物による汚染のおそれがある場所を指定し第1種管理区域に準じた管理を行うことができる。当該区域の出入り口には汚染検査を行う設備を設けなければならない。
- 3 第1項および前項の区分は放射線安全委員会が決定する。

(一時立入者の許可)

第6条 予防規程第11条第2項で定める管理区域に一時的に立ち入る者は、次の各号に該当しない者を認めて良いものとする。

- (1) 放射線業務に従事する者
- (2) 予防規程第13条の規程により主任者が管理区域からの退去を命じた者
- (3) 予防規程第20条第3項の作業を行う者
- (4) 第1号から第3号に係わらず、センター長が管理区域への立ち入りを禁じた者

2 予防規程第11条第2項で定める管理区域に一時的に立ち入る者は、次の各号に該当する場所には立ち入ることができない

- (1) 外部被ばく線量が、その期間中100マイクロシーベルトを超えるおそれのある場所
- (2) 内部被ばくのおそれのある場所
- (3) その他、センター長、加速器研究部門長、実験核物理研究部門長、放射線管理室長、主任者のいずれかが一時立入者の立ち入りを禁じた場所

(放射線管理区域における遵守事項)

第7条 予防規程第12条第2項で定める遵守事項のうち、管理区域内全般に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人被ばく線量計等の適切な放射線測定器を着用して、継続して被ばく線量を測定すること。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者にあつては、外部被ばく又は内部被ばくにおいての実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。
- (2) 第1種管理区域では専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。
- (3) 第1種管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等放射性同位元素を体内に摂取するおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 放射性同位元素を体内摂取した時、又はそのおそれがあるときは、主任者の指示に従うこと。
- (5) 第1種管理区域から退出する時は、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のある時は、除染を行い、除染が出来ない場合は主任者の指示に従うこと。
- (6) 放射性汚染物は次の掲げる事項を行うとき以外に第1種管理区域から持ち出してはならない。
 - イ 放射性汚染物の廃棄業者への引き渡し
 - ロ 放射化物の払出し
 - ハ 事業所内運搬
- (7) 第1種管理区域で使用した機器は、みだりにそこから持ち出してはならない。やむを得ず持ち出す場合は放射性汚染物でないことを確認すること。また、第1種管理区域には作業に不必要なものは持ち込まないこと。

- (8) 第2号から第7号は第5条第2項による第2種管理区域にも適用する。ただし、第5号の汚染検査室は第5条第2項による汚染検査を行う設備と読み替える。

(通常閉鎖されている部分の通行)

第8条 予防規程第12条第3項で定める管理区域の外に通ずる扉、管理区域内閉鎖部分の通じる扉を通行するときは次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 物品等を搬入するためにその扉を使用するときは、やむを得ない時を除いて物品のみを搬入し、作業者は通常使用する出入り口から出入りすること。
- (2) 以下に掲げる扉を通行しようとするときは衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のある場合は当該扉から退出しないこと。

イ 第1種管理区域から第2種管理区域または管理区域外へ通行しようとするとき

ロ 第5条第2項による第2種管理区域から第2種管理区域（第5条第2項による第2種管理区域を除く）または管理区域外へ通行しようとするとき

(運搬の手続き)

第9条 予防規程第14条で定められた運搬に関するその他の規定は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運搬担当者は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項の基準通り荷造りし、センター教員に確認を受けること。

- (2) A型輸送物を学外を通して車両運搬するときは日の出から日没の間に行うこと。

(放射性同位元素等の受入れ)

第10条 予防規程第15条で定められた放射性同位元素等の受入れに関わる主任者の承認は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 主任者に承認を得る前に当該放射性同位元素等をセンターに持ち込むことについて研究企画室長の承認を得ること。

- (2) 当該放射性同位元素等の区分が放射化物の場合、あらかじめ受入れ後の保管場所を決めておき、第18条第2号に定められた責任者の承認を得ること。

- (3) 当該放射性同位元素等を受入れる前に、当該放射性同位元素の種類、数量、受入れの日事、密封・非密封・放射化物の区分、当該放射性同位元素等が密封されていない放射性同位元素の場合は化学形等を主任者に通知し、受入れの最終承認を得ること。

- (4) 当該放射性同位元素等の運搬をセンターの責任で行うときは、相手方における払出し時にセンター教員が立ち会い、第9条で定める運搬の基準を満たしていることを確認すること。

2 受入れに従事した者は、受入れの帳簿に記帳を行うこと。

(放射性同位元素等の払出し)

第11条 予防規程第15条で定められた放射性同位元素等の払出しに関わる主任者の承認は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 払出しの相手方の主任者に当該放射性同位元素等（日本アイソトープ協会に引き渡す廃棄物を除く）を受入れることを同意したことを示す文書を放射線管理室長に文書で提出し、承認を得ること。

(2) 払出し時にセンター教員が立ち会い、第9条で定める運搬の基準を満たしていることを確認すること。

2 払出しに従事した者は、払出しの帳簿に記帳を行うこと。

(密封されてない放射性同位元素の使用における遵守事項)

第12条 予防規程第17条で定める遵守事項のうち、密封されていない放射性同位元素の使用に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 承認された使用室で使用し許可使用数量を超えないこと。
- (2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (3) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (4) 遠隔操作装置、鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (5) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (6) 使用中にその場所を離れるときは、容器若しくはフードおよび使用室の扉にその旨を明示し事故発生防止の措置を講ずること。
- (7) 密封された放射性同位元素の使用経験の浅い者は、十分に使用経験のある者と作業すること。

2 実験代表者は使用に先立ち、施設または設備が使用する放射性同位元素によって汚染された場合の除染計画を作成しなければならない。短寿命核種のみを使用する場合は、汚染が除去されるまでの汚染箇所への立ち入り禁止期間を定めても良いものとする。

3 研究企画室長は、年度を4月1日から6月30日、7月1日から9月30日、10月1日から12月31日、1月1日から3月31日の4期に区分し、それぞれの期間ごとに最初に放射性同位元素を使用するまでに1日及び3月最大使用数量に留意し、使用計画を作成し使用者はそれに従って使用しなければならない。

(密封された放射性同位元素の使用における遵守事項)

第13条 予防規程第17条で定める遵守事項のうち、密封された放射性同位元素の使用に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 承認された使用室で使用し許可使用時間を超えないこと。
- (2) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (3) 遠隔操作装置、鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 使用中にその場所を離れるときは、遮蔽材および使用室の扉にその旨を明示し事故発生防止の措置を講ずること。

2 研究企画室長は、年度を4月1日から6月30日、7月1日から9月30日、10月1日から12月31日、1月1日から3月31日の4期に区分し、それぞれの期間ごとに最初に放射性同位元素を使用するまでに1日及び3月最大使用数量に留意し、使用計画を作成し使用者はそれに従って使用しなければならない。

3 使用者は、使用の帳簿に記帳を行うこと。

(放射線発生装置の使用における遵守事項)

第14条 予防規程第17条で定める遵守事項のうち、放射線発生装置(AVFサイクロ

トロン、リングサイクロトロン（以下「サイクロトロン」）に限る。）の使用に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放射線安全委員会が適当と認めたシフトリーダーの指示のもとで運転すること。
 - (2) 原子力規制委員会に承認された使用の目的を逸脱した目的で使用しないこと。
 - (3) 運転する場合は、扉のインターロック表示を確認すること。
 - (4) サイクロトロンの使用によって、著しく設備、機器、空気等を汚染した場合又は人が著しく放射線にさらされ若しくは汚染された場合又はその事態が予想される場合は、使用を中止し、主任者に通報し、その指示に従うこと。
 - (5) センターでサイクロトロンを使用した実験の経験が浅い者だけで放射線発生装置使用室に立ち入らないこと。
- 2 加速器研究部門長はサイクロトロンの運転に先立ち、1週間を月曜日から日曜日として、その週のサイクロトロンの使用を開始するまでに1週間の平均ビーム電流を超えないようサイクロトロンの使用に応じた時刻に区切り、運転計画を作成し、シフトリーダーはそれを厳守しなければならない。週の途中で運転計画の変更が生じた場合は、加速器部門長は変更日までの平均ビーム電流を集計した上で1週間の平均ビーム電流に留意し、改めて運転計画を作成し、シフトリーダーに通知しなければならない。
- 3 加速器研究部門長は前項の運転計画にビーム停止場所を記載し、原子力規制委員会が承認した使用の方法で定められたビーム停止場所以外でビームを停止させないこと。
- 4 加速器研究部門長は各サイクロトン本体室について、核物理実験研究部門長は各実験室について、サイクロトン運転中の放射線発生装置使用室への立ち入りマニュアルを作成し、当概室立入者に厳守させなければならない。
- 5 加速器研究部門長は、使用の帳簿に必要な事項を記帳し、1週間ごとにビーム電流の集計を行い、翌月10日までに前月分の帳簿を主任者に提出しなければならない。
- 6 加速器研究部門長は、毎年9月及び3月にサイクロトロンの使用に係わるインターロックが正常に作動していることを点検し、その結果を記録しなければならない。
- 7 加速器研究部門長は各サイクロトン本体室について、核物理実験研究部門長は各実験室について、放射線発生装置から一時的に取り外した放射化物が一般物と区別できるように管理しなければならない。

（放射線発生装置の使用における遵守事項）

第15条 予防規程第17条で定める遵守事項のうち、放射線発生装置（コッククロフトワルトン型加速装置、以下「中性子発生装置」という。）に限る。の使用に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次世代がん治療研究部門中性子発生装置管理担当者（以下、この条において「管理担当者」という。）はあらかじめ各週の運転開始まで承認された1週間使用時間を超過しないことを留意してその1週間の運転計画を作成しなければならない。期間中に運転計画の変更が生じた場合は、管理担当者は、変更日までの運転時間を集計した上で1週間の運転時間に留意し、改めて運転計画を作成しなければならない。
- (2) 管理担当者は、中性子発生装置のシフトリーダー（以下「シフトリーダー」という。）

を指名しなければならない。

(3) 管理担当者は、中性子発生装置の使用、管理に係る全ての者に対し、中性子発生装置の運転方法、安全な取り扱い、中性子発生装置室及び核構造実験室の安全設備等を教育し、それを徹底させ、その記録を残さなければならない。

(4) シフトリーダーは、中性子発生装置運転に先立ち、次に掲げた事項を行わなければならない。

イ 核構造実験室地下出入り口前に中性子発生装置運転を明記した表示を設置すること

ロ 中性子発生装置室の遮蔽、インターロック、中性子発生装置、その他中性子発生装置の運転に係る装置に異常がないことを確認すること

3 シフトリーダーは、中性子発生装置運転中に核構造実験室に立ち入る者に対し、立ち入る者の作業内容等を把握した上で必要な注意を与えなければならない。

4 次世代がん治療研究部門長は中性子発生装置が法、予防規程、本則その他関連規程の基準を満たすように適切な措置を行う義務を有する。

5 第1項、第2項における管理担当者は次世代がん治療研究部門長が指名し、センター長が委嘱する。

(放射性同位元素の保管)

第16条 予防規程第17条で定める放射性同位元素の保管に関する遵守事項は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 放射性同位元素の保管に当たっては、貯蔵庫において保管しなければならない。

(2) 放射性同位元素の保管に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。

(3) 放射性同位元素は、こぼれにくく、かつ、浸透しにくい容器に入れ、さらに受皿を用いるなど、汚染を防ぐ十分な措置を講じること。

(4) 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、これを気密性の高い容器に入れることにより、人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度が、空气中濃度限度を超えないようにすること。

2 主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないように監督しなければならない。

3 核物理実験研究部門長は、1年を超えない期間ごとに保管の実態を点検し、その結果を記録しなければならない。

(放射化物の保管)

第17条 予防規程第17条で定める放射化物の保管に関する遵守事項は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 放射化物の保管に当たっては、放射化物保管設備において保管しなければならない。

(2) 放射化物の保管に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。

(3) 放射化物は、専用の放射化物保管容器に入れて保管しなければならない。ただし、大型機器等で放射化物保管容器に入れるのが困難なものは汚染が拡大しない措置を行って放射化物保管容器に入れずに保管することができる。

- 2 放射化物保管に関する責任者は、AVFサイクロトロン棟およびリングサイクロトロン棟本体室内においては加速器研究部門長、リングサイクロトロン棟各実験室内においては核物理実験研究部門長とし、責任者は1年を超えない期間ごとに保管の実態を点検し、その結果を記録しなければならない。

(放射性同位元素の廃棄)

第18条 予防規程第17条で定める放射性同位元素及び放射性汚染物の廃棄に関する遵守事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放射性同位元素、放射性汚染物又は放射性廃棄物は、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。
 - (2) 放射性廃棄物の保管廃棄は、指定された廃棄物保管設備で行うこと。
 - (3) 放射性廃棄物は、可能な限り日本アイソトープ協会への引き渡しとすること。ただし、日本アイソトープ協会へ引き渡しできない核種、形状等の放射性廃棄物が生じた場合は、主任者の指示する分類及び方法に従って保管廃棄すること。
 - (4) 放射性廃棄物は、日本アイソトープ協会指定の分類に合うように所定の容器等に保管廃棄すること。その際、できるだけ体積を小さくするよう努めること。
 - (5) 液体状の廃棄物は流しに排水せず、蒸発乾固もしくは日本アイソトープ協会に引き渡し可能な化学形にすること。
 - (6) 気体状放射性廃棄物又は高レベル放射性廃棄物の処理については、主任者の指示を受けなければならない。
- 2 密封線源（表示付認証機器及び下限数量以下の物を含む。次の第3項において同じ。）は、廃棄してはならない。
- 3 使用しなくなった密封線源は、主任者にその旨申告し、購入業者等に引き渡さなければならない。

(測定箇所)

第19条 予防規程第19条第4項で定める放射線の量の測定箇所は放射線安全委員会が決定し、ガンマ線用シンチレーションサーベイメータおよび中性子用サーベイメータで測定する。

- 2 放射性同位元素による汚染の状況等の測定箇所は放射線安全委員会が決定し、スミア法で測定する。
- 3 前項の測定により汚染が確認された場合は第12条第2項の計画に基づいて除染するものとする。
- 4 中性子発生装置使用に伴う予防規程第19条第4項で定める放射線の量の測定箇所は放射線安全委員会が決定し、ガンマ線用シンチレーションサーベイメータおよび中性子用サーベイメータで測定する。

(施設の点検)

第20条 予防規程第20条第1項で定める施設の点検項目および点検頻度は別表1のとおりとする。

(放射線発生装置使用に係わる管理区域立ち入りの特例)

第21条 加速器研究部門長はサイクロトロンを停止して予防規程第21条を適用するにあたって以下の各号に掲げる事項を明示し、放射線管理室長および主任者に届出、関係者に通知しなければならない。

- (1) サイクロトロンを停止する期間
- (2) 適用する期間及びその理由
- (3) 適用する範囲若しくは室

2 加速器研究部門長は予防規程第21条の適用を開始する前に当該区域の放射線の量を測定し、法の定める線量以下であることを確認しなければならない。

3 加速器部門長は予防規程第21条の適用するにあたって以下の各号に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 当該区域と管理区域の境界を柵等により区画すること。扉により区画する場合は施錠すること。

- (2) 当該区域の出入り口および当該区域と管理区域との境界に以下に掲げる事項を掲示すること。

イ サイクロトロンを運転停止していること

ロ 適用する区域を示す図面

ハ その他加速器研究部門長が指示する事項

- (3) 管理区域を示す標識に予防規程第21条が適用されていることを表示すること。

4 加速器研究部門長は、予防規程第21条の適用する範囲に立ち入る者の立ち入りを記録し、立入者には予防規程第23条第4項で定められた教育訓練を実施しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第22条 センター登録従事者、共同利用者（学内教職員等に限る）、センター管理共同利用者の予防規程第22条第2項で外部被ばくを測定する放射線測定器はOSL線量計若しくはガラス蛍光線量計とする。

2 前項の測定器がモデルチェンジ等により廃止になったときは後継の測定器を使用する事ができる。

3 共同利用者（学内教職員を除く）の予防規程第22条第2項により測定に使用する放射線測定器は所属機関が支給するものとする。センター管理区域では電子式個人線量計を装着し、以下の各号の通り対応する。

- (1) 電子式個人線量計の測定値が有意な値を示さないときは被ばくがないものとする。
- (2) 電子式個人線量計の測定値が有意な値を示したときは、所属機関から測定結果を取り寄せ、その結果を記録とする。
- (3) 所属機関から個人線量計をセンターに持ち込めない場合は、第1項で規定した線量計を支給する。

4 予防規程第22条第2項で定める内部被ばくの評価は、密封されていない放射性同位元素の使用量及び放射化物の加工で発生した切削屑等の放射能から計算で行う。

(個人被ばく線量の通知)

第23条 予防規程第22条第3項における外部被ばく線量の通知は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) センター登録従事者、センター管理共同利用者、前条第3項第3号により個人線量計を支給した者に対し、各月ごとに外部被ばくを測定する業者から測定結果が届き次第、速やかにその結果を書面で通知するものとする。
- (2) 共同利用者（学内教職員および前条第3項第3号に該当する者を除く）の前条第3項の電子式個人線量計の測定結果は3月ごとに集計し、年度ごとにその結果を該当者に通知するものとする。

2 予防規程第22条第3項における内部被ばく線量の通知は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) センター登録従事者、センター管理共同利用者、前条第3項第3号により個人線量計を支給した者に対しては、前項第1号における6月、9月、12月、3月の外部被ばくの結果とともに通知するものとする。
- (2) 共同利用者（学内教職員および前条第3項第3号に該当する者を除く）に対しては前項第2号の結果とともに通知するものとする。

（個人被ばく線量の記録）

第24条 第22条第1項、同第3項第2号、同第3号における個人被ばく線量の記録の保管場所は、大阪大学総合管理システム、同第3項における電子式個人線量計の記録は放射線管理室とする。

（管理区域へ立ち入る前の教育訓練対象者）

第25条 従事者登録を申請した年度の前年度に次条の再教育を修了しなかった者は、予防規程第23条第1項が定める初めて管理区域へ立ち入る前の教育訓練対象者とする。

（再教育）

第26条 予防規程第23条第1項が定める再教育はセンターで開催するものとする。

（教育訓練の省略）

第27条 放射線安全委員会は、予防規程第23条第2項が定める基準を以下の各項に掲げる者に分類して作成し、必要に応じて認めるものとする。

- (1) 主任者
- (2) 放射線管理室員
- (3) 他事業所において放射線取扱主任者に選任されている者
- (4) その他、放射線安全委員会が認める者

2 前項の決定に際し、法令及び予防規程に関する課目は、法令または予防規程が改正された翌年度については、慎重に検討しなければならない。

（健康診断の結果の提出方法）

第28条 予防規程第24条第2項が定める所属機関が管理する健康診断の結果は、実施した検査項目および「異常なし」若しくは「放射線業務従事可」で足るものとする。

2 「異常なし」若しくは「放射線業務従事可」の診断が得られない者については、キャンパスライフ支援センター長にその判断を依頼するものとする。

(記帳及び保存)

第29条 予防規程第25条第1項が定める帳簿の閉鎖時期は年度の最終日、保存期間及び保存場所は別表2のとおりとする。

(本規程の変更)

第30条 本細則の変更は、放射線安全委員会が発議し、教授会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は平成31年4月1日から施行する。

2 核物理研究センター放射線安全委員会規程(昭和57年3月1日)、中性子発生装置の使用心得は廃止する。

附 則

この改正は、令和2年3月9日から施行する。

別表 1 (第 20 条関係)

区 分		点 検 項 目	点検の頻度 (回／年)
施 設 全 体		1. 地崩れ・浸水の恐れ	1
		2. 管理区域境界、区画物、標識の破損等の状況	2
		3. 遮蔽物の状況	1
使 用 施 設	1) 作 業 室	1. 床・壁の状況	2
		2. 流しの劣化・漏れ等の状況	2
		3. フードの吸い込み等の状況	2
		4. 換気の状況	1
		5. 標識の破損等の状況	2
	2) 放射線発生装置使用室	1. 自動表示装置の作動状況	2
		2. インターロックの作動状況	2
		3. 標識の破損等の状況	2
	3) 汚染検査室	1. 床・壁の状況	2
		2. 流しの劣化・漏れ等の状況	2
		3. 除染器材の状況	2
		4. 測定器の作動状況	2
		5. 標識の破損等の状況	2
貯 蔵 施 設	貯 蔵 室	1. 施錠状態	1
		2. 放射性同位元素の貯蔵状態	2
		3. 標識の破損等の状況	2
廃 棄 施 設	1) 排水設備 (排水浄化槽)	1. 排水管の破損、漏れの状況	2
		2. ポンプの作動状況	2
		3. 排水浄化槽の漏水状況	1
		4. 標識の破損等の状況	2
	2) 排気設備	1. 排風機の作動状況	1
		2. ダンパーの作動状況	2
		3. ガスモニターの作動状況	2
		4. フィルターの差圧状態	2
		5. 標識の破損等の状況	2

	3) 保管廃棄設備	1. 施錠状態	1
		2. 廃棄物の保管状態	2
		3. 床材の劣化	1
		4. 室内の整理整頓	2
		5. 標識の破損等の状況	2

別表 2 (第 29 条関係)

		保 管 期 間	保管場所
被ばく管理	外部被ばく、実効線量	永久	RI 総合システム
	内部被ばく (計算書)	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
場所の測定	放射線の量の測定	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	汚染の状況の測定	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
使用に関わる記帳	密封された放射性同位元素の受 入れ、保管、払出しの記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	密封された放射性同位元素の使 用の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	密封されていない放射性同位元 素の受入れ、使用、保管、払出し、 廃棄の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	放射線発生装置 (A V F サイクロ トロン、リングサイクロトロン) の使用の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	放射線発生装置 (中性子発生装 置) の使用の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	放射化物の保管の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	放射化物の廃棄の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	放射化物の受入れ、払出しの記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	放射性同位元素等の運搬の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
	管理区域に立ち入る者の特例適 用時の線量確認の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
放射線施設の点検	放射線施設の点検の記録	閉 鎖 後 5 年間	放射線管理室
教育および訓練	教育および訓練の記録	閉 鎖 後 5 年間	RI 総合システム
健康診断	健康診断の記録	永久	RI 総合システム